

海岸の安全・安心を確保するため海岸パトロールを行っています。

仙台海岸出張所では、海岸保全施設に損傷等がないか、海岸で違法行為がないか確認するため毎週パトロールしています。

◎パトロール中の重点確認ポイント

- ・ 海岸保全区域内での違法行為の有無
- ・ 海岸における許可工作物の変状等の確認
- ・ 海岸堤防やヘッドランド等の海岸保全施設に変状や破損の有無
- ・ 海岸の利用状況、海象等の確認

砂浜の変状
(浜がけ)



ヘッドランドの状況



パトロール状況



海岸の利用状況
(ごみの投棄)



波浪状況



今年度のパトロールで発見した事例は下記のとおりです。

- | | | | | | |
|-------------|-----|-----------|----|-----------|-----|
| ・ 施設の不適切な利用 | 2件 | ・ ゴミの不法投棄 | 4件 | ・ 砂浜の陥没など | 11件 |
| ・ 海岸の不適切な利用 | 11件 | ・ 火の不始末 | 6件 | ・ 海洋生物の漂着 | 20体 |

【違法行為を行った場合、海岸法において罰則されます。】

違法行為とは、

- ・ 海岸へ自動車や船舶で乗り入れること、放置すること
自動車、船舶で乗り入れる際に事故で施設を破損する恐れがある。
また、放置していた自動車等が、高潮などの災害時には漂流物となり堤防等に衝突して施設に損傷を与える恐れがある。
- ・ 海岸へゴミを投棄すること
海岸の美しい自然環境と動植物の生息生育環境が破壊されてしまう

上記が違法行為の一例です。これらの違法行為に対する罰則規定を右に掲載いたします。

【海岸法より一部抜粋】

(海岸保全区域における行為の制限)

第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む)
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切り土その他政令で定める行為をすること。

(罰則)

第41条 次の各号の一に該当する者は、**一年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処する。

- 一 第7条第1項の規定に違反して海岸保全区域を占用した者
- 二 第8条第1項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者
- 三 第8条の2第1項の規定に違反して海岸管理者が管理する海岸保全施設を損傷し、又は汚損した者